

学校いじめ防止基本方針

大阪電気通信大学高等学校

1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、すべての生徒に起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で強く臨む必要がある。

本校では教育目標の一つに、「人間の生き方を教える教育をしよう」を掲げており、他者を気遣い、お互いに認め合うことのできる感性豊かな人格の発達を支援する、という観点から日々指導にあたるという責務がある。生徒を大切にし、安心して学校生活を送ってもらえるよういじめ防止に努めるためにここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

(3) いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等対策に取り組むための組織として、いじめ防止委員会を設置し、関係機関等との連携、未然防止に向けた対策等の取り組みを行うものとする。

いじめ防止委員会は、校長を委員長とし、次の者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 生活指導部長
- (4) 養護教諭
- (5) スクールカウンセラー
- (6) 人権推進委員
- (7) その他委員会が認めた者

2 いじめの防止

いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるものであり、いじめは絶対許さないという認識を全教職員が強く持ち日々指導に臨む必要がある。いじめを生み出さないために、HR 活動、各教科指導、特別活動などを通じて、生徒一人一人が互いを認め合い、尊重しあえるような集団作りをすすめていく。

3 いじめの早期発見

各教員が日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、些細なことでも相談できる体制を作っていく。いじめに関するアンケートを年2回実施し、生徒の小さな変化を見逃さず、必要であれば生徒、保護者との面談を通じて早期発見に努めていく。また、生徒、保護者、教職員が気軽に相談できるスクールカウンセラーについても周知する。

4 いじめへの対処

(1) いじめを受けた生徒や保護者への対応

いじめの実態を把握し、その対応について被害生徒、保護者に説明するとともに、引き続き安心して学校に来られるよう適切な措置をとる。また、必要であればスクールカウンセラーによるカウンセリングも実施する。

(2) いじめを行った生徒や保護者への対応

ただちにいじめをやめさせ、事実関係を聴取し、必要に応じて適切な懲戒を行うなど、いじめを許さないという毅然とした態度で臨んでいく。また、保護者にもその対応について説明し、理解を求め、加害生徒が反省できるよう連携した指導をする。必要があれば警察や関係機関との連携を図って対応する。

(3) いじめが起きた集団への対応

加害者だけでなく、見て見ぬふりをするということや、はやしたてたりいじめに同調するということもいじめの一種であり、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める大きな要因であるということ認識させる。いじめを受けた生徒の立場になってその辛さを考え相手の心の悩みへの共感性を育てられるよう HR 活動や集会等を通じて呼びかけていく。

(4) ネット上のいじめへの対応

ネット上に不適切な投稿等が見られた場合、直ちに内容を確認、把握したうえで対応にあたり、必要に応じて所轄警察署等の外部機関とも連携をとるなど、速やかな解決を図る。

また、HR や授業等を通じて情報モラルについても周知し、予防に努める。

(5) 重大事態への対処

重大事態とは

- ・生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(いじめ防止対策推進法第 28 条)

いじめが原因の重大事態が生じた場合、速やかに調査委員会を設置し、対処する。

調査委員会は

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 生活指導部長
- (4) 当該生徒の担任、クラブ顧問及び学年主任
- (5) その他、校長が指名する者

をもって構成し、

- ・事実関係の掌握
- ・重大事態関係者への適切な情報提供
- ・設置者である理事長、大阪府等への事実関係の報告
- ・外部等への対応
- ・その他、調査に関し必要とする事項

にあたる。